

日本獣医解剖学会組織標本ライブラリー（HistoJAVA）
運営委員会会則

第1章 総 則

[名称]

第1条 日本獣医解剖学会組織標本ライブラリー（HistoJAVA）運営委員会（以下、本会という）は、日本獣医解剖学会会則第3条（5）に基づき、所属委員会として設置する。

[目的]

第2条 本会は、「組織標本の共有と獣医組織学教育の発展を期する」ことを目的とする。

[事業]

第3条 本会は、前条の目的を達成する為、以下の事業を行う。

- 1) 組織標本の収集、デジタル化およびその配信
- 2) その他、本会の目的達成に必要な事項

[事務局]

第4条 本会の事務局を本会代表の下に置く。

第2章 会 員

[会員の種別]

第5条 本会は、日本獣医解剖学会会員により構成される。

第3章 役 員

[役員]

第6条 本会には、次の役員を置く。

- 1) 代表1名
- 2) 庶務2名程度
- 3) 委員14名程度
- 4) 監事1名程度

第7条 代表は、日本獣医解剖学会の教育・研修会担当理事とする。日本獣医解剖学会の会長ならびに本会の代表が庶務（会員管理、サーバー管理、スキャン、会計業務等を遂行）を選出する。委員は、標本を本会に提供した機関の代表者とする。監事は、日本獣医解剖学会理事会での互選とする。

第4章 会 議

[役員会]

第8条 代表が必要と認めたときにこれを開く。

第9条 会議は次の事項を審議し、決議する。

- 1) 事業計画および予算
- 2) 事業報告および決算
- 3) 会則の変更
- 4) その他の必要事項

第5章 会 計

[経費]

第10条 本会の経費は、日本獣医解剖学会からの補助金、寄付金およびその他の収入をもつ

てこれに当てる。

第11条 本会の会計年度は、毎年8月1日より翌年の7月31日までとする。

第6章 会則の変更

第12条 本会会則の変更は、役員会の議を経て行う。

第7章 雑則

第13条 本会則に定めるもののほか、本会事務の運営上必要な細則は、役員会の議を経て、代表が別に定める。

付 則

本会則は、平成30年8月1日から施行し、平成30年9月12日から適用する。

令和元年9月12日、会則の一部改正。

令和3年9月14日、役員名簿を会則から削除。